

### 診療上の情報公開文書

当院では、国内で承認された医薬品、医療材料を、添付文書に示された使用方法と異なる方法（適応外・禁忌）で使用する場合に、その適切性、安全性等を「未承認新規医薬品等評価委員会」にて審査します。審査の結果に基づき、下記の治療法については、必要時に速やかに治療を実施することができるよう、対象者となられる方に事前に同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することとしております。適応外・禁忌使用の薬物により発生した副作用については、国の「医薬品副作用被害救済制度」の対象外となります。なお、本件について拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

### 記

実施内容	注射用カリウム製剤の適応外使用による重症低カリウム血症の補正
使用する医薬品の名称	塩化カリウム
診療科	全科
対象者	添付文書上の用法用量を遵守することが困難な低カリウム血症患者
承認日	2025年4月22日
対象期間	承認後から3年間
概要	<p>カリウムは心臓をはじめとした筋肉を動かすのに欠かせない電解質です。しかし、さまざまな基礎疾患や医薬品などにより低カリウム血症になることがあります。基本的にはカリウムの内服により補充します。しかし、何らかの事情で経口投与が困難な患者さんが低カリウム血症を起こした場合、塩化カリウムの点滴静注による補充が広く行われています。塩化カリウムの点滴静注は、カリウムの希釈濃度 40 mEq/L 以下と添付文書に定められています。しかし、このカリウムの濃度組成では、重症の低カリウム血症では十分な効果が得られない場合もしばしばあります。そこで当院では、主に重症低カリウム血症に対して高濃度カリウム(最大 100 mEq/L)の点滴静注投与を実施する場合があります。</p> <p><b>【想定される不利益と対策】</b></p> <p>高濃度カリウムの点滴静注投与により過剰なカリウムが補充されると、高カリウム血症の副作用が生じる場合があります。特に重症の高カリウム血症では不整脈や心停止を起こすことがあるため、輸液ポンプまたはシリンジポンプを用いて、モニター管理下で投与したうえで、血清カリウム値の定期的なモニタリングや投与速度の遵守など確実にを行います。また、高濃度の塩化カリウム製剤を投与すると静脈炎のリスクが高くなることが知られています。この対策として、必要に応じて中心静脈(太い静脈)からの投与や、投与部位の観察を行います。</p>
お問い合わせ先	各診療科担当医師